

別紙（第15条関係）（平20財国交令1・一部改正）

第1 貸借対照表

貸 借 対 照 表  
 （ 年 月 日現在）

（単位：円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金		借入金	
買現先勘定		債券	
金銭の信託		保険契約準備金	
有価証券		預り補助金等	
買取債権		その他負債	
貸付金		賞与引当金	
その他資産		退職給付引当金	
有形固定資産		保証料返還引当金	
無形固定資産		保証債務	
未収財源措置予定額		負債の部合計	
特別損失金		（純資産の部）	
保証債務見返		資本金	
貸倒引当金	△	資本剰余金	
		利益剰余金（又は繰越 欠損金）	
		純資産の部合計	
資産の部合計		負債の部及び純資産の 部合計	

（記載上の注意）

- 1 法令等に基づき、又は財政の状態を明らかにするため必要があるときには、この様式に掲げてある科目を細分化し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。
- 2 平成11年4月27日の中央省庁等改革推進本部決定に基づき行われた独立行政法人の会計に関する研究の成果として公表された基準に基づき、必要な会計情報を注記すること。

第2 損益計算書

損 益 計 算 書  
( 年 月 日から 年 月 日まで)

(単位：円)

科 目	金 額
経常収益	
資金運用収益	
保険引受収益	
役務取引等収益	
政府補給金収益	
補助金等収益	
その他業務収益	
その他経常収益	
経常費用	
資金調達費用	
保険引受費用	
役務取引等費用	
その他業務費用	
営業経費	
その他経常費用	
経常利益（又は経常損失）	
特別利益	
特別損失	
税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）	
法人税、住民税及び事業税	
法人税等調整額	
当期純利益（又は当期純損失）	
目的積立金取崩額	
当期総利益（又は当期総損失）	

(記載上の注意)

- 1 法令等に基づき、又は損益の状態を明らかにするため必要があるときには、この様式に掲げてある科目を細分化し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。
- 2 平成11年4月27日の中央省庁等改革推進本部決定に基づき行われた独立行政法人の会計に関する研究の成果として公表された基準に基づき、必要な会計情報を注記すること。